

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規防発第 120919004 号原子力規制委員会決定

原子力規制委員会防災業務計画を別添のとおり定める。

原子力規制委員会

# 原子力規制委員会防災業務計画

平成24年9月19日

## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的

○この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会が、その所掌事務につき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急・復旧、災害復興その他防災に関し採るべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

### 第2章 計画の構成

○この計画の構成は、第1編「総則」、第2編「防災に関する組織体制」、第3編「災害対策」、第4編「その他の対策」及び第5編「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」の5編とする。

### 第3章 防災の基本方針

- 原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第3条に規定する任務を遂行するため、災対法及び同法第34条第1項に基づき定める防災基本計画、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び同法第6条の2第1項に基づき定める原子力災害対策指針その他の関係法令に基づき、原子力災害に係る予防及び応急・復旧対策（以下「原子力災害対策」という。）を講じるものとする。
- なお、防災に関する事務の処理に当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつこれを効率的に実施するため、関係機関と密接に連絡し、相互に協力するよう努める。

#### 第4章 防災業務計画の見直し

- 社会経済情勢の変化，災害時の教訓，訓練の検証，国内外の研究等を踏まえ，定期的に防災業務計画の内容を点検し，必要に応じ，修正を加える。

## 第2編 防災に関する組織体制

### 第1章 原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部

- 警戒事象（原災法第10条の規定により通報すべき事象（以下「特定事象」という。）に至る可能性のある事象をいう。以下同じ。）が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）を設置するとともに、警戒事象が発生した地域に係る緊急事態応急対策等拠点施設（原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいう。以下「対策拠点施設」という。）に、原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）を設置するものとする。
- 事故警戒本部においては原子力規制委員会委員長が、事故現地警戒本部においては原子力規制庁規制事務所副所長又は原子力防災専門官が、それぞれの本部における事務を総括するものとする。
- 事故警戒本部及び事故現地警戒本部は、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下「事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会原子力事故現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）が設置された場合又は、警戒事象に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止されるものとする。
- なお、事故対策本部及び事故現地対策本部が設置される場合において、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止するときは、それらの事務を事故対策本部及び事故現地対策本部に引き継ぐものとする。

### 第2章 原子力規制委員会原子力事故対策本部及び原子力規制委員会原子力事故現地対策本部等

- 特定事象の通報を受けた場合は、事故対策本部を設置するとともに、特定事象が発生した地域に係る対策拠点施設に、事故現地対策本部を設置するものとする。
- 事故対策本部においては、原子力規制委員会委員長が本部長、原子力規制庁長官が事務局長、原子力規制庁審議官が事務局長代理を、事故現地対策本部においては、環境副大臣又は環境大臣政務官が本部長、原子力規制庁原子力地域安全総括官が副本部長及び事務局長を、それぞれ務めるものとする。
- 特定事象のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は内閣官房（安全保障・危機管理担当）が主催する緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合に、関係

省庁間の連絡調整等を行うため、原子力規制庁原子力防災課長を議長とする関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。

- 現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、原子力規制庁原子力地域安全総括官を議長とする現地事故対策連絡会議を開催するものとする。
- 事故対策本部及び事故現地対策本部は、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）及び原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）が設置された場合又は、特定事象に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止されるものとする。
- なお、原災本部及び現地本部が設置される場合において、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止するときは、それらの事務を原災本部及び現地本部に引き継ぐものとする。

### 第3章 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部等

- 原災法第16条第1項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原災本部及び現地本部が設置される。
- 原災本部においては、内閣総理大臣が本部長を、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長、及び必要に応じて原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）が副本部長、現地本部においては、環境副大臣又は環境大臣政務官が本部長を務める。
- 原子力規制庁長官が原災本部の事務局長を務めることをはじめ、原子力規制委員会が同本部の事務局の中核を担うものとする。
- 原災本部の下、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うため、原子力規制庁長官を議長とする関係局長等会議を開催するものとする。また、原子力規制庁長官は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。
- 原災本部及び現地本部は、原災法第21条第1項の規定に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止される。

## 第3編 災害対策

### 第1章 災害予防

#### 第1節 原子力災害対策指針

○原災法第6条の2第1項に基づき、原子力災害対策の円滑な実施に必要なとなる専門的・技術的事項について、原子力災害対策指針を定めるものとする。

#### 第2節 施設等の安全性の確保

○原災法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

○原子力事業所に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

○原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等をするものとする。

○原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、原子力規制庁緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を統括整理させるものとする。

#### 第3節 防災知識の普及

○原子力事業所の立地地域の住民に対し、緊急時にとるべき行動、避難場所での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

○防災知識の普及を行うに際し、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

#### 第4節 原子力防災に関する研究等の推進

○文部科学省、経済産業省等とともに、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。

○文部科学省、経済産業省等とともに、研究機関等の行った原子力防災に関する

る研究の成果が防災施策の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ原子力災害対策指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

#### 第5節 再発防止対策の実施

- 原子力事業所等において原子力災害が発生した場合、その原因究明を行い、必要な再発防止対策を講じるものとする。
- 原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力事業者に対して適時適切に報告を求め、必要に応じて原子力事業者等への立入検査を行うものとする。

#### 第6節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

##### 1 情報の分析整理

- 異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するように努めるものとする。

##### 2 通信手段の確保

- 内閣府及び地方公共団体とともに、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。
- 内閣府及び原子力事業者とともに、官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星電話による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。

##### 3 各機関の防災体制の整備

- 原子力防災会議事務局等とともに、指定行政機関との連絡方法、初動動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を定めておくものとする。
- 原子力災害対策本部の中核を担う者として、原子力緊急事態における関係者との連絡方法、原災本部事務局等の体制、専門家の活用方策、意思決定方法、原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細、現地における

対応方策等を定めておくものとする。

- 庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。），緊急時迅速放射能影響予測システム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。
- 原子力事業者等とともに，原子力防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に備えた集中管理体制を整備するものとする。

#### 4 職員の体制

- 原子力防災会議事務局とともに，原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援（以下「オフサイト対応」という。）を円滑に実施するため，原子力利用省庁（事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合は経済産業省，大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学省）をはじめ関係省庁と緊密に連携し，非常参集体制や役割分担の整理等，必要な体制整備をするものとする。

#### 5 防災関係機関相互の連携体制

- 関係省庁とともに，実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう，日頃から，原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。
- 内閣府，原子力防災会議事務局，独立行政法人原子力安全基盤機構等とともに，地方公共団体が地域防災計画を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には，専門家による助言や，地域防災計画作成マニュアルの整備等，必要な支援を行うものとする。

#### 6 緊急事態対策等拠点施設の指定，整備

- 内閣総理大臣が対策拠点施設を指定する際に，内閣総理大臣に対して意見を述べるものとする。また，対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え，あらかじめ代替施設を指定しておく際も同様とする。
- 内閣府，地方公共団体及び原子力事業者とともに，平常時より協力して，それぞれの役割と責任に応じて，対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備，資機材，資料等について適切に整備，維持及び管理するものとする。
- 内閣府とともに，地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備，対策拠点施設内の放射線防護対策等，施設の整備の



推進を支援するものとする。

#### 7 緊急時モニタリング体制の整備

- 緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）を統括する。
- あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し、その動員の計画を策定するものとする。
- 文部科学省等、指定公共機関、原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者とともに、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。
- 文部科学省、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等とともに、必要に応じて、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

#### 8 緊急時予測システム

- 独立行政法人原子力安全基盤機構等とともに、原子炉施設の状態予測等を迅速に行うERSS及び放射能影響予測を迅速に行うSPEEDIネットワークシステムの一体的運用を行うものとし、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。
- 独立行政法人原子力安全基盤機構とともに、ERSS及びSPEEDIネットワークシステムについて、自然災害等により情報が途絶することがないように、適切に整備、維持及び管理するとともに、対策拠点施設への接続等必要な機能の拡充向上を図るものとする。また、運転・評価要員の非常参集体制の整備を図るものとする。

#### 9 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

- 文部科学省、環境省及び指定公共機関とともに、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに、線量評価要員の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。
- 内閣府、文部科学省、環境省及び指定公共機関とともに、地方公共団体が、健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディーカウンター、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。

## 10 専門家の派遣体制

- 原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省等とともに，原子力災害時に，指定公共機関その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，技術的助言を得るため，あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し，非常招集体制を整備するものとする。
- 内閣府，文部科学省，経済産業省等とともに，緊急時に指定公共機関その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し，国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。
- 原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省とともに，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家，現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため，国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

## 第7節 避難収容及び情報提供活動関係

- 内閣府及び原子力事業者とともに，地方公共団体が屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定する際に，必要な支援を行うものとする。

## 第8節 緊急輸送活動関係

- 原子力防災会議事務局等とともに，緊急時に対策拠点施設，原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては，車両，航空機等による輸送支援について，緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

## 第9節 医療活動関係

### 1 医療活動関係

- 緊急被ばく医療の在り方を検討し，原子力災害対策指針に規定するものとする。また，文部科学省とともに，地方公共団体と協力し，緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制

を踏まえた体制となるよう、厚生労働省と協力をするものとする。

- 内閣府，文部科学省，厚生労働省とともに，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。
- 文部科学省とともに，厚生労働省と協力して，専門的診療に対応する地域の三次被ばく医療体制を構築するように努めるものとする。

## 2 防災業務関係者の安全確保関係

- 厚生労働省とともに，緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。

### 第10節 海外等からの支援の受入活動関係

- 外務省等とともに，海外等からの支援については，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなど発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。
- 外務省等とともに，あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し，受入判断，受入手続，人員・物資のマッチング方法等その対応方針を定めておくものとする。
- 外務省等とともに，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等についてあらかじめ定めておくものとする。

### 第11節 防災関係機関等の防災訓練等の実施

#### 1 訓練計画の策定

- 原子力防災会議事務局とともに，指定行政機関と相互に協力して，国，地方公共団体，原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。
- 総合的な防災訓練の実施について計画を策定するに当たっては，当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所，実施する時期，共同して訓練を行う主体，特定事象発生の通報，原子力緊急事態の想定，原子力緊急事態宣言，原災本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。
- 原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに，必要に応じ訓練に立ち合い，実施状況を確認するものとする。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- 訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- 原子力防災会議事務局，地方公共団体，原子力事業者等とともに，訓練後には専門家の評価も活用し，課題等を明らかにし，必要に応じ，防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。
- 原子力事業者から重大事故等を想定した訓練の結果が報告された場合には，評価を行うとともに，必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。

## 3 防災業務関係者に対する研修

- 内閣府とともに，緊急時の原子力規制庁緊急事態対策監及び原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに，原子力防災専門官等に対し，その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

### 第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

- 核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について，原子力災害の発生及び拡大の防止のため，原子力事業者及び運搬を委託された者（この節において「原子力事業者等」という。），原子力防災会議事務局，国土交通省，海上保安庁，警察機関及び消防機関とともに，運搬の特殊性，具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ，危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。
- 内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局とともに，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，国の職員及び専門家の現地への派遣，对外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。
- 原子力防災会議事務局，国土交通省，文部科学省とともに，指定公共機関

- 等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても指定公共機関等に適切に整備・維持させるものとする。
- 原子力防災会議事務局，国土交通省とともに，現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては，車両，航空機等による輸送支援について，緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。
  - 国土交通省及び原子力事業者とともに，核燃料物質等の運搬中において事故が発生した場合，その原因の研究を行い，必要な再発防止策を講じることにより，原子力災害の未然防止に努めるものとする。
  - 原子力防災会議事務局，国土交通省，原子力事業者等とともに，原子力緊急事態に至った場合においても，国及び原子力事業者等が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備するものとする。

## 第2章 応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立

#### 1 警戒事象発生時の連絡

- 事故警戒本部は，警戒事象の発生及びその後の状況について，指定行政公共機関，関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。
- P A Zを管轄に含む地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，災害時要援護者の避難を含む援護体制を構築するよう連絡するものとする。
- 原子力規制委員会及び原子力事業者は，警戒事象が発生した場合，直ちに官邸（内閣官房），E R C，対策拠点施設，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

#### 2 特定事象発生時の連絡等

##### （1） 特定事象発生情報の連絡

- 原子力防災管理者から特定事象発生連絡を受けた場合には，当該事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について

官邸（内閣官房）、文部科学省、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。また、P A Zを管轄に含む関係地方公共団体に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。

- 原子力事業者とともに、特定事象が発生した場合、直ちに官邸（内閣官房）、E R C、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。
- 原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとする。

## （２） 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 地方公共団体及び原子力事業者とともに、特定事象が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、E R C、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。
- 環境省とともに、環境副大臣又は環境大臣政務官及び原子力規制庁原子力地域安全総括官を対策拠点施設に、原子力規制庁緊急事態対策監に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センターに派遣するものとする。
- 原子力事業者から施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等について連絡を受けたら、現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- 原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、原子力規制委員会に随時連絡するものとする。
- 官邸（内閣官房）、内閣府、文部科学省、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 内閣府とともに、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、

現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

### 3 原子力緊急事態における連絡等

- 原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い，官邸，緊急時にE R C，対策拠点施設等あらかじめ指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。
- 原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，現場の状況等の把握に努め，原子力施設事態即応センターに随時連絡するものとする。
- 関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，J-A L E R T等多様な通信手段を用いて，原災本部の指示等を確実に伝達するものとする。

### 4 特定事象発生及び原子力緊急事態宣言後における情報収集活動

#### (1) 緊急時モニタリング

- 原子力災害対策指針に基づき，緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。
- 関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者とともに，緊急時モニタリング実施計画に基づき，初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。
- 原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するものとする。
- 関係省庁，指定公共機関，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者とともに，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。
- 原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質等の放出状況並びに関係省庁及び地方公共団体による緊急時モニタリングの結果等を，関係省庁の支援を得てとりまとめ，官邸（内閣官房），指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては，原災本部にとりまとめを引き継ぐものとする。
- 緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，公表するものとする。
- 外国政府等から，外務省を通じ，又は直接モニタリング結果等の提供

を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表する。

- 外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断される場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行う。
- 文部科学省、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等とともに、必要に応じて、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

### (2) 緊急時予測システム（ERSS）

- 独立行政法人原子力安全基盤機構とともに、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにERSSを操作して、原子力施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について予測するものとする。また、その予測結果を原災本部内で共有するとともに、対策拠点施設に伝送するものとする。
- 特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、単位量放出を仮定した予測計算を定時に行うことに加え、ERSSからの放出源情報が得られ次第、当該情報に基づく予測計算もあわせて行い、官邸（内閣官房）、対策拠点施設及び関係都道府県の端末に転送するとともに、迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を内閣府を通じ、関係省庁に連絡するものとする。また、放出源情報に基づく予測が出来ない場合には、一定の仮定を設けた予測計算を行い、その結果を関係都道府県及び関係省庁に連絡する。
- 緊急時モニタリング、SPEEDIネットワークシステム、ERSS等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに、ホームページ等において公開するものとする。

### (3) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

- 環境省、指定公共機関及び地方公共団体とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとするものとする。

## 5 指定行政機関等の活動体制



## (1) 特定事象への対応

### 一 専門家の派遣

- 発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

### 二 関係省庁事故対策連絡会議の開催

- 特定事象発生の通報を受けた場合、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。特定事象のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整を行う必要がある場合は、同会議において、関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。

### 三 現地事故対策連絡会議の開催

- 現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。
- 必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

### 四 指定行政機関等の対応

- 原子力利用省庁等とともに、オフサイト対応を円滑に実施するため、速やかな職員の非常参集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

## (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

### 一 原子力災害対策本部の設置

- 原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し、官邸（内閣官房）及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、SPEEDIネットワ

ークシステムで得られた予測結果や緊急時モニタリングの結果を提出するものとする。

- 内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。
- 原災本部が設置された場合には、原子力規制庁長官が事務局長を務めるものとする。
- オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣するものとする。

### 三 原子力事業者の応急措置の監督等

- 原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、原子力施設事態即応センターとの連絡調整を行わせるものとする。
- 原子力規制庁緊急事態対策監等を原子力施設事態即応センターに派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、ERC及び対策拠点施設に連絡させるものとする。
- 原子力規制庁緊急事態対策監は、放射性物質の大量放出を防ぐため、原子力事業者の対応状況の監督を行うとともに、原子力規制委員会委員長の指示を原子力事業者に徹底させるものとする。
- 原子力事業者が設置する後方支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

### 四 原子力災害派遣等

- 関係省庁（実動組織含む。）とともに、原子力事業者の対応を踏まえた上で、必要のある場合には、連携して原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

## 6 指定公共機関等の活動体制

○文部科学省，経済産業省等とともに，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関，研究機関等に対して，原災本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。

## 第2節 屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動

### 1 屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施

○関係省庁（実動組織含む。）とともに，地方公共団体の要請等に応じ，住民避難の支援を行うものとする。

### 2 国民への的確な情報の伝達

○原子力事業者とともに，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行うものとする。なお，その際，民心の安定並びに災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

### 3 外国政府等への情報提供・収集体制の強化

○内閣官房，外務省等とともに，海外の報道機関等に対し，迅速かつ適切な広報活動を行うため，官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。

## 第3節 原子力被災者の生活支援活動

○関係省庁とともに，原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染，原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施等，原子力被災者生活支援チームの取組に協力するものとする。

## 第4節 医療活動等

○文部科学省，厚生労働省とともに，必要に応じ，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

## 第5節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急

## 対策

- 原子力防災管理者から、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象を発見した旨の通報を受けた場合には、通報・連絡を受けた事項について、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 国土交通省とともに、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。
- 国土交通省とともに、緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家、現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。

## 第3章 災害復旧

- 所掌事務及び法令等に基づき原子力災害事後対策を実施するものとする。
- 文部科学省等とともに、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者の協力の下、継続的に緊急時モニタリングを実施し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。
- 警察庁、消防庁、海上保安庁とともに、警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、盗難防止対策、区域内の治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。
- 環境省及び地方公共団体とともに、文部科学省、厚生労働省と連携し、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

## 第4編 その他の対策

### 第1章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

- 大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

#### 第1節 東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言の発令時の対応

- 気象庁又は内閣府より東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言

(以下「東海地震注意情報等」という。)が発せられた旨の連絡を受けた場合には、速やかに事故警戒本部を設置する。また、東海地震注意情報等に係る地域に所在する対策拠点施設においては、必要に応じて事故現地警戒本部を設置する。

○事故警戒本部の設置後、第3編第2章に基づき対応を行う。

#### 第2節 大規模な地震に係る防災訓練

○地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

#### 第3節 教育及び広報

○職員に対し、東海地震注意情報等の性格、東海地震注意情報等に基づき採られる措置の内容並びに予想される地震及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。

○東海地震注意情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知せしめるよう広報に努める。

#### 第4節 地震発生後の対応

○地震発生後、事故警戒本部による情報収集・分析の結果、特定事象又は原子力緊急事態に相当することが判明した場合には、第3編に定める特定事象以降の災害対策を行うものとする。

### 第2章 東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災推進計画

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

#### 第1節 大規模な地震に係る防災訓練

○地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

## 第2節 教育及び広報

- 職員に対し、東南海・南海地震についての概要及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。
- 東南海・南海地震に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知せしめるよう広報に努める。

## 第3節 地震発生後の対応

- 東南海・南海地震が発生した場合、速やかに事故警戒本部を設置する。また、当該地震が発生した地域に所在する対策拠点施設においては、必要に応じて事故現地警戒本部を設置する。
- 事故警戒本部の設置後、第3編第2章に基づき対応を行う。
- 事故警戒本部による情報収集・分析の結果、特定事象又は原子力緊急事態に相当することが判明した場合には、第3編に定める特定事象以降の災害対策を行うものとする。

## 第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災推進計画

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

### 第1節 大規模な地震に係る防災訓練

- 地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

## 第2節 教育及び広報

- 職員に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての概要及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知せしめるよう広報に努める。

### 第3節 地震発生後の対応

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合，速やかに事故警戒本部を設置する。また，当該地震が発生した地域に所在する対策拠点施設においては，必要に応じて事故現地警戒本部を設置する。
- 事故警戒本部の設置後，第3編第2章に基づき対応を行う。
- 事故警戒本部による情報収集・分析の結果，特定事象又は原子力緊急事態に相当することが判明した場合には，第3編に定める特定事象以降の災害対策を行うものとする。

## 第5編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

### 第1章 原子力事業所に係る災害に関する事項

- 原子力災害に関しては，原子力災害対策指針に基づき，その自然的，社会的周辺状況等を勘案して原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めるとともに，その特殊性にかんがみ，次に掲げる事項について計画を整備する。
  - ア 防災組織の整備，研修及び訓練の実施，原子力防災専門官との連携，官邸（内閣官房），原子力規制委員会，文部科学省，内閣府等関係機関との緊急時の連絡体制の整備，モニタリングのための組織及び機材の整備，避難収容活動体制の整備，周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備その他災害予防に関し必要な事項
  - イ 発災時における災害対策本部の設置，原子力災害合同対策協議会への出席，屋内退避・避難収容等の防護活動，緊急輸送活動等応急対策の実施体制の確立，災害の状況の的確な把握，関係機関への連絡体制及び周辺住民等への情報伝達，放射性物質による汚染状況の調査体制の整備その他災害応急対策に関し必要な事項

### 第2章 その他協力体制の整備に関する事項

- その他法令又はこの計画の定めるところにより実施する防災関係事務の円滑な遂行を図るために必要な都道府県及び関係指定地方行政機関の協力体制の整備に関する事項を定める。